

## 姫路市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱

平成18年	4月	1日	制定
平成19年	1月	22日	改正
平成20年	9月	9日	改正
平成21年	6月	10日	改正
平成22年	4月	15日	改正
平成23年	4月	1日	改正
平成24年	3月	1日	改正
平成26年	3月	26日	改正
平成27年	7月	1日	改正
令和元年	10月	1日	改正
令和2年	11月	2日	改正
令和3年	3月	17日	改正
令和3年	9月	27日	改正
令和7年	5月	14日	改正

### (目的)

第1条 この要綱は、小児慢性特定疾病医療支援事業の対象となっている児童等（以下「小児慢性特定疾病児童等」という。）に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、在宅での日常生活の便宜を図ることを目的とする。

### (給付の対象者及び用具の種目)

第2条 市長は、小児慢性特定疾病児童等のうち必要と認めたものに対して、別表第1対象者の欄に掲げる区分に応じ、同表種目の欄に掲げる用具を給付するものとする。ただし、小児慢性特定疾病に係る施策以外の児童福祉法による施策及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による施策の対象とならない者に限る。

2 市長は、別表第1種目の欄に掲げる用具のうち紫外線カットクリーム、ストーマ装具（蓄便袋）、ストーマ装具（蓄尿袋）及び人工鼻については、前項の規定にかかわらず、給付金を給付するものとする。

（給付の申請）

第3条 用具の給付は、用具の給付を希望する対象者の保護者（以下「申請者」という。）からの申請に基づき行うものとする。

2 前項の申請は、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に小児慢性特定疾病医療受給者証の写しを添え、市長に提出して行うものとする。

3 既に給付を受けている用具と同一の用具の給付に係る申請については、前回の給付日より、別表第1の欄の区分に応じ、同表耐用年数の欄に規定する期間を経過していない場合はすることができないものとする。ただし、修理不能等により当該用具の使用が困難となった場合は、この限りでない。

4 給付金の給付に係る申請については、申請のあった年度に購入した購入用具を対象とする。

（給付の決定）

第4条 市長は、前条の申請があった場合は、当該対象者の身体の状態、介護の状態、家庭の経済状況等を調査し、調査書（様式第2号）を作成した上、給付の可否及び第6条第2項に規定する対象者の扶養義務者が負担すべき額を決定するものとする。

2 市長は、用具又は給付金の給付を行うことを決定したときは、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付決定通知書（様式第3号）及び小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付券（様式第4号）を、用具又は給付金の給付を行わないことを決定したときは、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付却下決定通知書（様式第5号）を、それぞれ当該申請者に交付するものとする。

（用具の給付）

第5条 市長は、用具（紫外線カットクリーム、ストーマ装具（蓄便袋）、ストーマ装具（蓄尿袋）及び人工鼻を除く。以下この条において同じ。）の給付を行う場合

は、用具の製作又は販売を業とする者（以下「業者」という。）に委託して行うものとする。

- 2 市長は、用具の給付を委託して行うことを決定したときは、委託する業者に小児慢性特定疾病児童日常生活用具委託決定通知書（様式第6号）を交付するものとする。
- 3 診療報酬の対象となる用具については、当該用具の診療報酬の対象となる範囲を超えるものについて支給するものとする。
- 4 用具を使うために付属品が必要な場合は、当該付属品については、その付属品がないと当該用具が機能しないといった場合においてのみ、当該用具とともに給付することができ、付属品のみの給付は行わないものとする。

（費用負担）

第6条 第4条第2項の規定により用具の給付の決定を受けた対象者の扶養義務者（以下「負担義務者」という。）は、用具の給付を受けたときは、その収入の状況に応じて用具の給付に要する費用の一部又は全部を負担するものとする。

- 2 前項の規定により負担義務者が負担する額は、用具の給付に要する費用のうち、別表第1に定める基準額を超える額及びその属する世帯の当該年度の市民税額に応じて別表第2に定める額（この額が基準額を超える場合にあっては、基準額）とする。
- 3 負担義務者は、第2項により負担することとされている額に日常生活用具給付券を添えて、用具を納入する業者に支払うものとする。
- 4 市長は、用具を納入した業者からの請求により、用具の給付に要した額から第3項により負担義務者が直接業者に支払った額を減じた額を支払うものとする。
- 5 前項の規定による費用の請求は、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付券を添付して行うものとする。

（給付金の給付）

第7条 第4条第2項の規定により給付金の給付の決定を受けた負担義務者は、給付金の交付を受けようとするときは、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付金請求書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

2 給付金の額は、紫外線カットクリーム、スチーム装具（蓄便袋）、スチーム装具（蓄尿袋）及び人工鼻の購入に要した額から、前条第2項に規定する負担義務者の負担する額を除いた額とする。

（用具の管理）

第8条 用具の給付（給付金の給付を含む。以下同じ。）を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないものとする。

2 市長は、用具の給付を受けた者が前項に違反した場合には、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

（給付台帳の整備）

第9条 市長は、用具の給付の状況を明確にするため日常生活用具給付台帳を整備するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成19年1月22日から施行する。

2 この要綱の施行前になされた用具の給付の決定等は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成20年9月9日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成21年6月10日から施行する。

2 この要綱による改正後の別表第2の備考2(2)ウの規定は、平成21年6月10日以降の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月15日から施行する。

- 2 この要綱による改正後の別表第2の備考2(2)ウの規定は、平成22年4月15日以降の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年3月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の姫路市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱別表第2備考第2号ウの規定は、平成24年5月1日以後に行われる申請について適用し、同日前に行われた申請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月2日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年11月2日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の姫路市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる申請について適用し、同日前に行われた申請については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年3月17日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式による

ものとみなす。

- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年9月27日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和7年5月14日から施行し、同年4月1日以後に行われる日常生活用具給付事業について適用する。

別表第1(第2条、6条関係)

対象者	種目	性能等	基準額(円)	耐用年数
常時介護を要する者	便器	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの。 (手すりをつけることができる。)	4,900	8年
寝たきりの状態にある者	特殊マット	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	21,560	5年
上肢機能に障害のある者	特殊便器	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	166,320	8年
寝たきりの状態にある者	特殊寝台	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	169,400	8年
下肢が不自由な者	歩行支援用具	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。	66,000	8年
入浴に介助を要する者	入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用しうるもの。	99,000	8年
自力で排泄できない者	特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	73,700	5年
寝たきりの状態にある者	体位変換器	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	16,500	5年
下肢が不自由な者	車いす	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。	77,440	5年
発作等により頻繁に転倒する者 (在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	13,380	3年
呼吸器機能に障害のある者	電気式たん吸引器	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	62,040	5年
体温調節が著しく難しい者	クールベスト	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。	22,000	1年
紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線カットクリーム	紫外線をカットできるもの。	41,580	—
呼吸機能に障害のある者	ネブライザー(吸入器)	小児慢性特定疾病児童等又は介護者が容易に使用し得るもの。	39,600	5年
人工呼吸器の装着が必要な者	パルスオキシメーター	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童等又は介護者等が容易に使用し得るもの。	173,250	5年
人工肛門を増設した者 (在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	ストーマ装具(消化器系)	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	113,520	—
人工膀胱を増設した者 (在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	ストーマ装具(尿路系)	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	149,160	—
人工呼吸の装着又は気管切開が必要な者	人工鼻	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	128,700	—
皮膚疾患群に罹患しており、軽微な外力により水疱やびらんを生じ、皮膚障害を起こすことがある者	チューブ型包帯	外力から皮膚を保護できるもの。	170,500	—

備考紫外線カットクリーム、ストーマ装具(蓄便袋)、ストーマ装具(蓄尿袋)、人工鼻の基準額は、1年間の上限とする

別表第2(第6条関係)

階層区分	世帯の階層(細)区分			負担基準額	加算基準額
A 階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯			円 0	円 0
B 階層	A 階層を除き当該年度分の市民税非課税世帯			1,100	110
C 階層	A 階層及び B 階層を除き当該年度分の市民税均等割の額のみ課税世帯			2,250	230
D 階層	A 階層、B 階層及び C 階層を除き当該年度分の市民税の課税世帯であって、その市民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の年額 3,000 円以下	D1 階層	2,900	290
3,001~5,800 円		D2 "	3,450	350	
5,801~8,700 円		D3 "	3,800	380	
8,701~13,000 円		D4 "	4,250	430	
13,001~17,400 円		D5 "	4,700	470	
17,401~22,400 円		D6 "	5,500	550	
22,401~28,200 円		D7 "	6,250	630	
28,201~58,400 円		D8 "	8,100	810	
58,401~75,000 円		D9 "	9,350	940	
75,001~96,600 円		D10 "	11,550	1,160	
96,601~121,800 円		D11 "	13,750	1,380	
121,801~175,500 円		D12 "	17,850	1,790	
175,501~221,100 円		D13 "	22,000	2,200	
221,101~380,800 円		D14 "	26,150	2,620	
380,801~549,000 円		D15 "	40,350	4,040	
549,001~579,000 円		D16 "	42,500	4,250	
579,001~700,900 円		D17 "	51,450	5,150	
700,901~849,000 円		D18 "	61,250	6,130	
849,001~1,041,000 円		D19 "	71,900	7,190	
1,041,001 円以上		D20 "	全額	左の徴収基準額の 10% ただし、その額が 8,560 円に満たない場合は 8,560 円	

## 備 考

### 1 負担月額の決定の特例

- (1) A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の対象者が、同時に別表第2の負担基準額表の適用を受ける場合は、その月の負担基準月額の最も多額な対象者以外の対象者については、表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。
- (2) 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- (3) 対象者に民法(明治29年法律第89号)第877条に規定する当該対象者の扶養義務者がいないときは、負担月額の決定は行わないものとする。ただし、対象者本人に市民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて負担月額を決定するものとする。

### 2 世帯階層区分の認定

#### (1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該対象者の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に対象者を扶養しているもののうち、当該対象者の扶養義務者の全てについて、その市民税等により行うものである。

#### (2) 認定の基礎となる用語の定義

- ア 「対象者の属する世帯」とは、当該対象者と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と対象者が同一家で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため数箇月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は対象者と同一世帯に属しているものとする。
- イ 「扶養義務者」とは、民法第877条に定められている直系血族(父母、祖父母、養父母等)、兄弟姉妹(ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いをしないものとする。)並びにそれ以外の三親等以内の親族(叔父、叔母等)で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。ただし、対象者と世帯を一にしない扶養義務者については、現に対象者に対して扶養を履行している者(以下「世帯外扶養義務者」という。)の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

#### ウ 認定の基礎となるのは、

##### I 所得税法(昭和40年法律第33号)

##### II 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)

##### III 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定

によって計算された地方税法により賦課される市民税(ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。)、生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付(以下「支援給付」という。)である。

・平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」(以下「本通知」という。)の規定によって再計算しない取扱いを原則とする。

ただし、令和2年3月31日以前に日常生活用具の給付を受けている対象者等が属し、その負担基準月額の算定にあたり本通知を適用していた世帯については、それまでに判定された階層区分から不利益な変更が生じることがないよう、市長の判断により、本通知の規定による調整方法を行うことにより経過措置を講じることも可能とする。

・生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、市民税については、当該年度の市民税の課税又は免除(地方税法第323条による免除。以下同じ。)の有無をもって認定の基準とする。

・当該年度の市民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の市民税によることとする。

#### (3) 負担基準額表の適用時期

毎年度の「負担基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

### 3 負担基準額表中、負担基準月額の欄に「全額」とあるのは、当該対象者の措置に要した費用について、負担義務者が負担する額は、費用総額を超えないものであること。

### 4 負担金基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、市長は、その状況等を勘案して負担基準額を決定することができる。

### 5 その他

令和2年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知)第4保育所徴収金(保育料)基準額表備考3(3)に準じて、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市長が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとすること。